平成２５年（フ）第１１２号
新潟県長岡市本町３丁目２番地７
債務者　有限会社ケイ．アイ．マシナリー
代表者代表取締役　今井　貞行
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前11時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１５３号
名古屋市東区徳川１丁目10番35号　ナビシティ徳川Ｉ305号
債務者　有限会社メンフィス
代表者代表取締役　大澤　一浩
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　慎太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
京都府舞鶴市字行永438番地の５
債務者　株式会社山幸
代表者代表取締役　山口　市郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
京都府舞鶴市白浜台66番地の34
債務者　有限会社エービック
代表者取締役　山口　市郎
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後２時
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７６号
滋賀県蒲生郡日野町大字佐久良673番地
債務者　北川　　清
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　俊也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１３９号
愛知県一宮市観音寺１丁目14番４―602号　ユーハウス一宮
債務者　内田　伸雄
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
岡山県総社市井尻野1020番地47
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
4　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
青森県黒石市北美町２丁目64番地１
債務者　高橋　鉄雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６６号
福井県坂井市春江町石仏第１号44番地１　ソレアード201号室
債務者　牧田　亮介
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０００号
名古屋市緑区黒沢台１丁目904番地　島田東住宅Ｄ棟408号
債務者　松本　正勝
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝又　敬介
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１００７号
愛知県豊明市大久伝町南７番地12　セントポーリアイースト203号
債務者　渡辺　勝朗
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　真人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
群馬県沼田市鍛冶町928番地18
債務者　後藤　清孝
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
富山県中新川郡上市町若杉81番地
債務者　室田　之男
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４号
富山県中新川郡上市町若杉81番地
債務者　室田　浩之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県土岐市泉町河合859番地の１
債務者　大鋸　勝博
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部